＜参考資料＞

１　静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例

２　静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例施行規則

３　静岡県産業経済会館管理運営要領

４　静岡県産業経済会館　会議室利用状況

５　静岡県産業経済会館　収支決算状況

６　静岡県産業経済会館　修繕実施状況

７　静岡県産業経済会館　案内図

８　静岡県産業経済会館　図面

参考資料１

○静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例

平成２年３月29日

条例第８号

静岡県産業経済会館の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例

（題名改正〔平成17年条例58号〕）

（趣旨）

第１条　この条例は、静岡県産業経済会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例58号〕）

（設置）

第２条　産業の振興に寄与することを目的として、静岡県産業経済会館（以下「会館」という。）を静岡市に設置する。

（一部改正〔平成17年条例58号〕）

（開館時間）

第３条　会館の開館時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（追加〔平成17年条例58号〕）

（休館日）

第４条　会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1)　毎月の第１日曜日及び第３日曜日

(2)　12月29日から翌年の１月３日までの日

（追加〔平成17年条例58号〕）

（使用の承認）

第５条　会館の会議室を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

２　前項の承認には、会館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

（一部改正〔平成17年条例58号〕）

（優先使用）

第６条　中小企業者及び中小企業関係団体（以下「中小企業関係者」という。）は、会館の会議室の使用について、他に優先することを認められる。

（一部改正〔平成17年条例58号〕）

（使用の不承認）

第７条　知事は、第５条第１項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

(1)　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2)　会館の管理上支障があると認めるとき。

(3)　その他その使用が不適当であると認めるとき。

（一部改正〔平成17年条例58号〕）

（譲渡等の禁止）

第８条　第５条第１項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（追加〔平成17年条例58号〕）

（使用の承認の取消し等）

第９条　知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第７条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

(1)　第５条第２項の規定により付された条件に違反していること。

(2)　偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

（一部改正〔平成17年条例58号〕）

（指定管理者による管理）

第10条　知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に会館の管理に関する業務を行わせるものとする。

２　前項の会館の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1)　第３条ただし書の規定による開館時間の変更

(2)　第４条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定

(3)　第５条第１項の規定による使用の承認及び同条第２項の規定による条件の付与

(4)　第７条の規定による使用の不承認（同条第１号に掲げる事由による使用の不承認を除く。）

(5)　前条の規定による承認の取消し又は使用の制限（第７条第１号に掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。）

(6)　会館の維持管理に関する業務

(7)　前各号に掲げるもののほか、会館の管理に関して知事が必要と認める業務

３　指定管理者は、前項第１号の変更又は同項第２号の決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

（追加〔平成17年条例58号〕）

（指定管理者の指定の申請）

第11条　前条第１項の規定による指定は、会館の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

２　前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

（追加〔平成17年条例58号〕）

（指定管理者の指定）

第12条　知事は、前条第１項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に会館の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)　事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2)　事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3)　事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

（追加〔平成17年条例58号〕）

（指定管理者の指定等の公示）

第13条　知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の２第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

（追加〔平成17年条例58号〕）

（利用料金の納付）

第14条　指定管理者が第10条第２項第３号の規定により行う第５条第１項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

３　指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

４　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（一部改正〔平成17年条例58号〕）

（利用料金の減免）

第15条　指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（一部改正〔平成17年条例58号〕）

（利用料金の不還付）

第16条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、還付することができる。

(1)　使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。

(2)　使用の日前15日までに使用しない旨の申出があったとき。

（一部改正〔平成17年条例58号〕）

（指定管理者の事業報告）

第17条　指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（追加〔平成17年条例58号〕）

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（一部改正〔平成17年条例58号〕）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２年４月１日から施行する。

（静岡県中小企業会館使用料条例の廃止）

２　静岡県中小企業会館使用料条例（昭和35年静岡県条例第43号）は、廃止する。

（利用料金の事前承認）

３　知事は、新たに第12条の規定により指定を行った場合は、当該指定に係る指定管理者が第10条第２項に掲げる業務を開始する前においても、第14条第２項の規定による承認を行うことができる。

（追加〔平成20年条例49号〕）

附　則（平成５年３月29日条例第10号）

１　この条例は、平成５年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前に承認した静岡県産業経済会館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県産業経済会館の設置、管理及び使用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成８年３月28日条例第18号）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前に承認した静岡県産業経済会館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県産業経済会館の設置、管理及び使用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成11年３月19日条例第23号）

１　この条例は、平成11年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前に承認した静岡県産業経済会館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県産業経済会館の設置、管理及び使用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成15年３月12日条例第９号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年７月15日条例第58号）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　改正後の静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第１項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第11条から第13条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3　この条例の施行前に改正前の静岡県産業経済会館の設置、管理及び使用料に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により知事がした承認その他の行為（新条例第10条第２項各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項の指定管理者をいう。以下同じ。）がした承認その他の行為とみなす。

4　この条例の施行の際旧条例の規定により知事に対してされている申請その他の行為（新条例第10条第２項各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

5　新条例第14条第２項の規定による知事の承認があるまでの間は、新条例別表に定める額を同項の規定により知事の承認を得た利用料金（法第244条の２第８項の利用料金をいう。）の額とみなす。

附　則（平成20年12月26日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月28日条例第37号）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第14条第２項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附　則（平成31年３月26日条例第30号）

1　この条例は、平成31年10月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第14条第２項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第14条関係）

（全部改正〔平成31年条例30号〕）

区分		利用料金					
		9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
特別会議室	中小企業関係者使用の場合	6,050円	8,050円	7,050円	14,100円	15,100円	21,150円
	その他の場合	7,350円	9,850円	8,650円	17,200円	18,500円	25,850円
大会議室	中小企業関係者使用の場合	11,700円	15,550円	13,600円	27,250円	29,150円	40,850円
	その他の場合	14,300円	19,050円	16,700円	33,350円	35,750円	50,050円
第１会議室	中小企業関係者使用の場合	6,550円	8,750円	7,600円	15,300円	16,350円	22,900円
	その他の場合	7,950円	10,650円	9,350円	18,600円	20,000円	27,950円
第２会議室	中小企業関係者使用の場合	3,450円	4,600円	4,050円	8,050円	8,650円	12,100円
	その他の場合	4,250円	5,700円	4,950円	9,950円	10,650円	14,900円
第３会議室	中小企業関係者使用の場合	2,950円	3,950円	3,450円	6,900円	7,400円	10,350円
	その他の場合	3,650円	4,850円	4,250円	8,500円	9,100円	12,750円

参考資料2

○静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年７月15日

規則第66号

静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例施行規則

静岡県産業経済会館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成２年静岡県規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例（平成２年静岡県条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の承認）

第２条　条例第５条第１項に規定する承認は、その申請の受付の順序による。ただし、当該申請が同時にあった場合における同項の承認は、抽選によるものとする。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、中小企業関係者（条例第６条に規定する中小企業関係者をいう。以下同じ。）と中小企業関係者以外の者とが同時に申請した場合は、中小企業関係者を優先的に承認するものとする。

（指定管理者の指定の申請書等）

第３条　条例第11条第２項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

２　条例第11条第２項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　事業計画書

(2)　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(3)　法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

(4)　団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類

(5)　貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

(6)　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（一部改正〔平成24年規則41号〕）

（事業報告書）

第４条　条例第17条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1)　静岡県産業経済会館（以下「会館」という。）の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況

(2)　業務に係る収支状況

(3)　会館の利用状況

(4)　前３号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（補則）

第５条　この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成24年７月６日規則第41号）

この規則は、平成24年７月９日から施行する。

附　則（令和元年７月１日規則第４号）

１　この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年７月１日）から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

３　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則（令和３年３月26日規則第５号）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。

３　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別記様式（第３条関係）（用紙　日本産業規格A４縦型）

（一部改正〔平成24年規則41号・令和元年４号・３年５号〕）

指　定　管　理　者　指　定　申　請　書

年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　様

主たる事務所の所在地
申請者　名称
代表者の氏名

静岡県産業経済会館の管理に関する業務を行いたいので、静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により申請します。

添付書類

１　事業計画書
２　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
３　法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
４　団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
５　貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
６　その他知事が必要と認める書類

参考資料3

静岡県産業経済会館管理運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例（平成２年静岡県条例第８号。以下「条例」という。）及び静岡県産業経済会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年静岡県規則第66号。以下「規則」という。）に基づき、静岡県産業経済会館（以下「会館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請の受付期間）

第２条 指定管理者は、条例第５条に規定する使用の承認の申請の受付期間を定める場合においては、中小企業関係者が優先して使用できるよう配慮しなければならない。

（中小企業関係者）

第３条　条例第６条に規定する「中小企業関係者」とは、次に掲げる者をいう。

(1)　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条で定義される中小企業者

(2)　中小企業者を主たる構成員とする団体

(3)　中小企業振興を目的若しくは事業内容とする団体

(4)　国、県、市町の商工業（観光・サービス業を含む）の振興を目的とする部署又は機関

（使用の不承認）

第４条　条例第７条第１項に規定する「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき」とは、概ね次のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　暴力団（集団的又は常習的に暴力的不法行為を行い、もしくは行うおそれのあるもの）及びその構成員並びにこれらに準ずる団体等が使用する場合

(2)　わいせつ行為又はとばく行為を行うおそれのある場合

(3)　不正、詐欺的な行為を行うおそれのある場合

第５条　条例第７条第２項に規定する「会館の管理及び運営上支障があると認めるとき」とは、概ね次のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　定員を著しく超過する場合

(2)　火気その他の危険物を持ち込んだり使用する場合

(3)　他の使用者又は会館の周辺に迷惑を及ぼすおそれがある場合

(4)　施設又は設備を汚したり、傷つけるおそれのある場合

(5)　特別の工作をしたり、工作物を持ち込む場合

第６条　条例第７条第３項に規定する「その他その使用が不適当であると認めるとき」とは、概ね次のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　申請の状況等個別に判断して、特定の使用者が他の使用の妨げになるような長期継続使用（概ね４日以上）する場合

(2)　特定の個人又は団体がその営利の追求を主目的として使用する場合（ただし、会館の設置目的に照らし、その使用が産業の振興に寄与するものであると認められるときを除く）

(3)　会館の信用、品位を傷つけるおそれがある場合

（利用料金の減免）
第７条　条例第15条に規定する「知事が定める基準」とは、次に掲げる場合をいう。
(1)　会館の管理運営に関する会議に使用する場合
(2)　天災地変その他の災害による緊急時において、周辺住民等の避難場所等として使用する場合

（使用料の還付額）
第８条　条例第16条第１号に規定する「使用者の責めに帰することができない理由」とは、次の場合をいう。
(1)　天災地変、その他の災害による場合
(2)　会館の設備等の事故、故障等管理者の責めに帰すべき理由による場合
(3)　使用者及び管理者以外の第三者の責めに帰すべき理由による場合
２　同条ただし書に規定する使用料の還付額は、既納の使用料の全額とする。

（承認事項）
第９条　会館において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を指定管理者に申し出て承認を受けなければならない。
(1)　鉄砲、刀剣類又は重量物を持ち込むこと。
(2)　備品若しくは器具を移動し、特別な設備を設置し又は特別な装飾をすること。
(3)　暖房器具、電熱器その他の火器を使用すること。
(4)　宣伝、契約の勧誘、寄付金の募集、物品の販売その他これに類する行為をすること。
(5)　掲示板、ポスター、はり紙、プラカード、チラシ、旗、懸垂幕その他これに類する物を掲示し、又は配布すること。
(6)　飲食（軽飲食を除く。）すること。

（禁止事項）
第10条　使用者は、会館において次の行為をしてはならない。
(1)　火薬類等の危険物を持込むこと。
(2)　所定の場所以外の場所において喫煙すること。
(3)　示威又は喧騒にわたること。
(4)　通行の妨害になること。
(5)　器物等の損傷、汚損又はそのおそれのあること。
(6)　著しく定員を超えた人員が会議室を使用すること。
(7)　他に危害を及ぼすおそれのある動物を携行すること。
(8)　前各号に掲げるもののほか、他の入館者又は会議室使用者に迷惑を及ぼすおそれのあること及び管理上支障となること。

附　則
この要領は、平成18年４月１日から施行する。
附　則
この改正は、平成21年11月１日から施行する。

参考資料4

会議室利用状況

＜利用率＞

区　分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別会議室	午前	31.3%	31.0%	32.5%	33.7%
	午後	43.8%	50.3%	50.4%	47.5%
	夜間	13.1%	14.3%	15.5%	10.4%
	計	29.4%	31.8%	32.8%	30.5%
大会議室	午前	50.9%	45.8%	44.8%	63.0%
	午後	64.9%	58.6%	55.5%	69.3%
	夜間	17.9%	18.8%	14.6%	40.0%
	計	44.5%	41.1%	38.3%	57.4%
第1会議室	午前	40.5%	43.2%	45.4%	50.7%
	午後	56.3%	61.3%	58.8%	65.1%
	夜間	9.5%	14.9%	14.6%	16.7%
	計	35.4%	39.8%	39.6%	44.2%
第2会議室	午前	25.9%	29.2%	37.3%	50.4%
	午後	37.2%	49.7%	49.9%	57.6%
	夜間	8.6%	13.7%	18.2%	37.6%
	計	23.9%	30.9%	35.1%	48.6%
第3会議室	午前	30.4%	39.3%	36.4%	36.1%
	午後	41.7%	52.7%	50.1%	50.4%
	夜間	10.1%	17.0%	12.8%	6.6%
	計	27.4%	36.3%	33.1%	31.0%
合計	午前	35.8%	37.7%	39.3%	46.8%
	午後	48.8%	54.5%	53.0%	58.0%
	夜間	11.8%	15.7%	15.2%	22.3%
	計	32.1%	36.0%	35.8%	42.3%

※利用率はコマで計算

＜利用料金及び利用人数＞

区　分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用料金（円）		14,522,770	15,062,020	14,853,710	17,504,470
	中小企業関係者	3,430,950	3,474,500	4,218,350	3,518,120
	その他	11,091,820	11,587,520	10,635,360	13,986,350
利用者数（人）		27,134	31,942	31,398	34,472
	中小企業関係者	7,055	7,741	8,728	8,034
	その他	20,079	24,201	22,670	26,438

※現指定管理者による事業報告に基づく

参考資料5

収支決算状況

科　目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入	在館団体共益費	56,247,362	56,922,724	58,829,768	56,674,072
	会議室利用料金	14,522,770	15,062,020	14,853,710	17,537,820
	自動販売機収入	815,752	951,664	916,835	978,934
	雑収	239	255	13,652	53,072
	県指定管理料	11,240,406	12,043,436	12,913,436	12,469,836
	合　計	**82,826,529**	**84,980,099**	**87,527,401**	**87,713,734**
支出	会議室受付・会館管理 設備運転・駐車場管理 清掃	37,411,461	38,527,312	40,353,235	41,624,863
	設備管理費	14,295,424	14,101,356	14,251,582	14,779,620
	光熱水費	21,481,124	21,811,485	23,945,185	21,892,335
	小規模修繕費	1,612,890	1,305,842	1,673,375	1,389,520
	会館管理用事務費	6,790,884	7,036,100	6,853,503	7,377,018
	会議室用事務費	813,649	756,386	753,496	656,008
	合　計	**82,405,432**	**83,538,481**	**87,830,376**	**87,719,364**

※支出については、現指定管理者による自主提案に係る支出を含む

※自動販売機は産業経済会館内の3箇所（1階、3階）に設置。業者・種類の指定はなし。

※令和4～7年度は、物価高騰対策として県が指定管理料の追加支援を行った。

参考資料6

修繕実施状況

1　30万円以上工事（県実施）　　（単位：円）

年度	工事名	金額	年度	工事名	金額
R4	防火シャッター修繕	576,400	R7	受変電設備更新	25,300,000
	無線LAN構築	1,342,000		非常用放送アンプ更新	4,279,000
R5	会議室音響機器更新	686,400		連結送水管改修	7,997,000
	大会議室音響機器更新	523,600		4階空調関連部品更新	847,000
	6階空調機修繕	515,768		4階窓ガラス更新	561,000
	屋上西側扉更新	477,840		1階空調関連部品更新	770,000
	外壁塗装補修	825,000		重量電動開閉機交換	341,000
	防火設備修繕	517,000	R8	自動火災報知設備更新	ー
R6	立体駐車場2号機修繕	2,310,000		階段手すり設置	550,000
	大会議室映像機器更新	958,100		第3会議室壁紙更新	605,000
	特別会議室音響機器増設	306,900		階段誘導灯更新	ー
	4階全熱交換器修繕	374,000		立体駐車場パワーシリンダー更新	ー

2　30万円未満工事（指定管理者実施）　　（単位：円）

年度	内　　容	金額	年度	内　　容	金額
R4	床張替	1,612,890	R6	トイレ手洗自動水栓入替	1,673,375
	空調機修繕			トイレ排水詰まり修繕	
	自動火災報知器移動			トイレフラッシュバルブ入替	
	空調基板取替			空調室外機ファンモータ修繕	
	給湯室漏水修繕			全熱交換器修繕	
	自動火災報知設備・連結散水移動			通用口シャッター開閉不良修繕	
	トイレ鍵交換			空調室内機修繕	
	誘導灯予備電池交換			トイレ換気ファン交換	
	連結送水管耐圧性能点検			空調ドレン水漏修繕	
	誘導灯不良部品交換			排気ファン修繕	
	室外機修理			空調室外機修繕	
	トイレ汚水管清掃			トイレ和式スパッド取替	
	揚水ポンプグランドパッキン交換			スロープ出入口シャッター修理	
				天井排煙口調査	
				玄関接地改修	
				非常照明設置	
				旧喫煙室塗装工事	
R5	トイレ汚水管詰まり高圧洗浄	1,305,842	R7	全熱交換器モーター・Vベルト交換	1,389,520
	LAN通信線断線配線			誘導灯修繕	
	ブラインド修理			誘導灯予備電池取替	
	誘導灯修繕			排煙口用オペレーター装置修繕	
	火災報知器修繕			引戸修繕	
	空調室内機修繕			空調排水系統修繕	
	消火栓水槽ボールタップ取替			空調基板交換	
	ウォシュレット交換			ダクト吹出し口断熱処理	
	空調基板交換			蒸気ボイラー部品交換	
	誘導灯・防火・防排煙設備修繕			照明制御修理	
	ブラインド本体交換			電気給湯器交換	
	ブラインド操作コード修繕			会議室鍵修理	
	屋上床タイル補修		R8	屋上ポンプユニット電磁石開閉器取	1,114,080
	トイレ入口扉修繕			防火シャッターバッテリー交換	
	清掃用掃除機修理			誘導灯設備電池交換	
	全熱交換器ファンモーター交換			空調室外機インバーター基板交換	
	トイレドアヒンジ修繕			天井排煙口調査	
				電力量計取替	
				トイレ感知器修繕	
				空調冷媒ガス充填	
				排煙口用オペレーター装置修繕	

※R8年度の30万円未満工事は、R8.9月末時点の実績

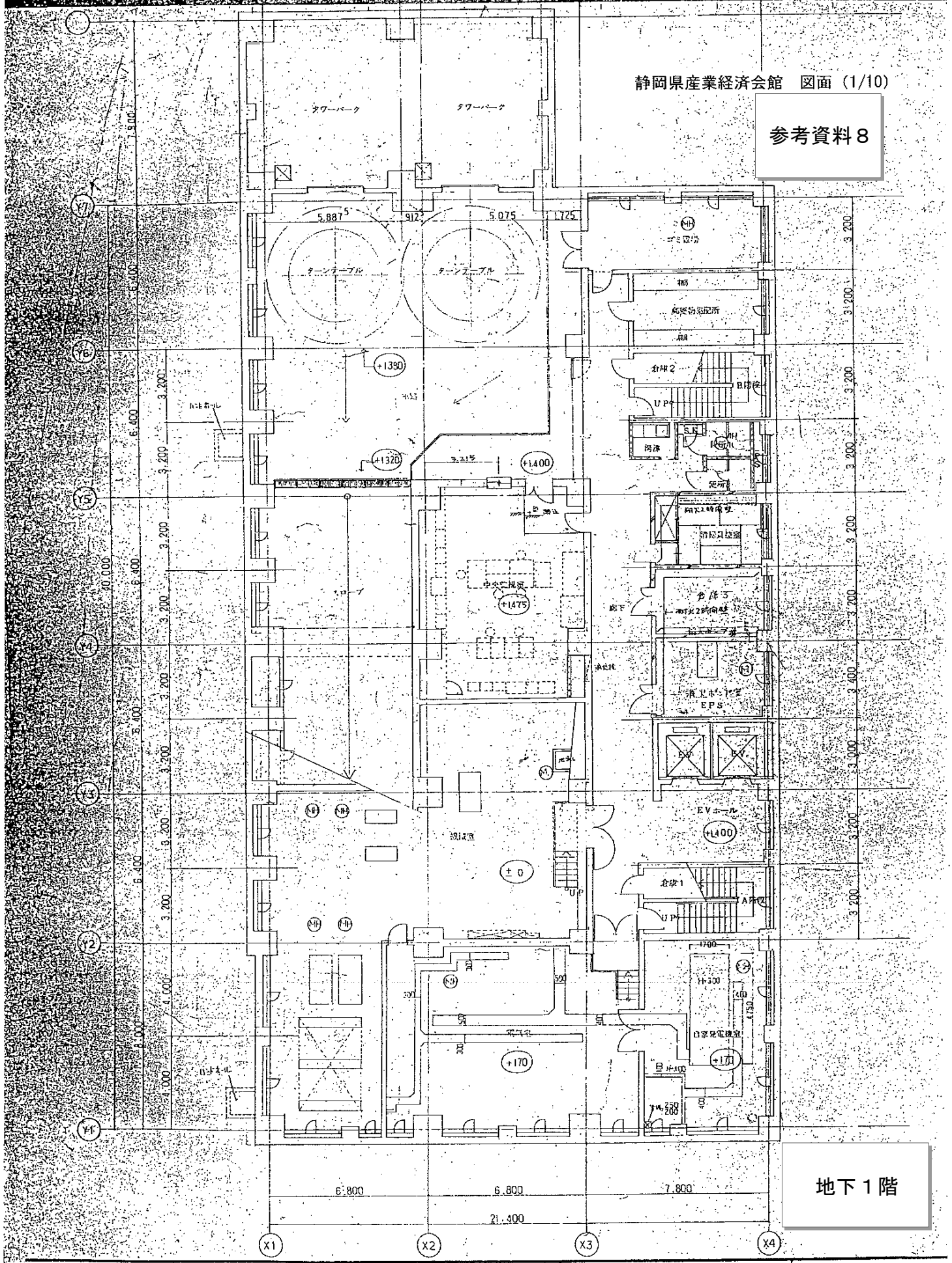
参考資料7

静岡県産業経済会館案内図



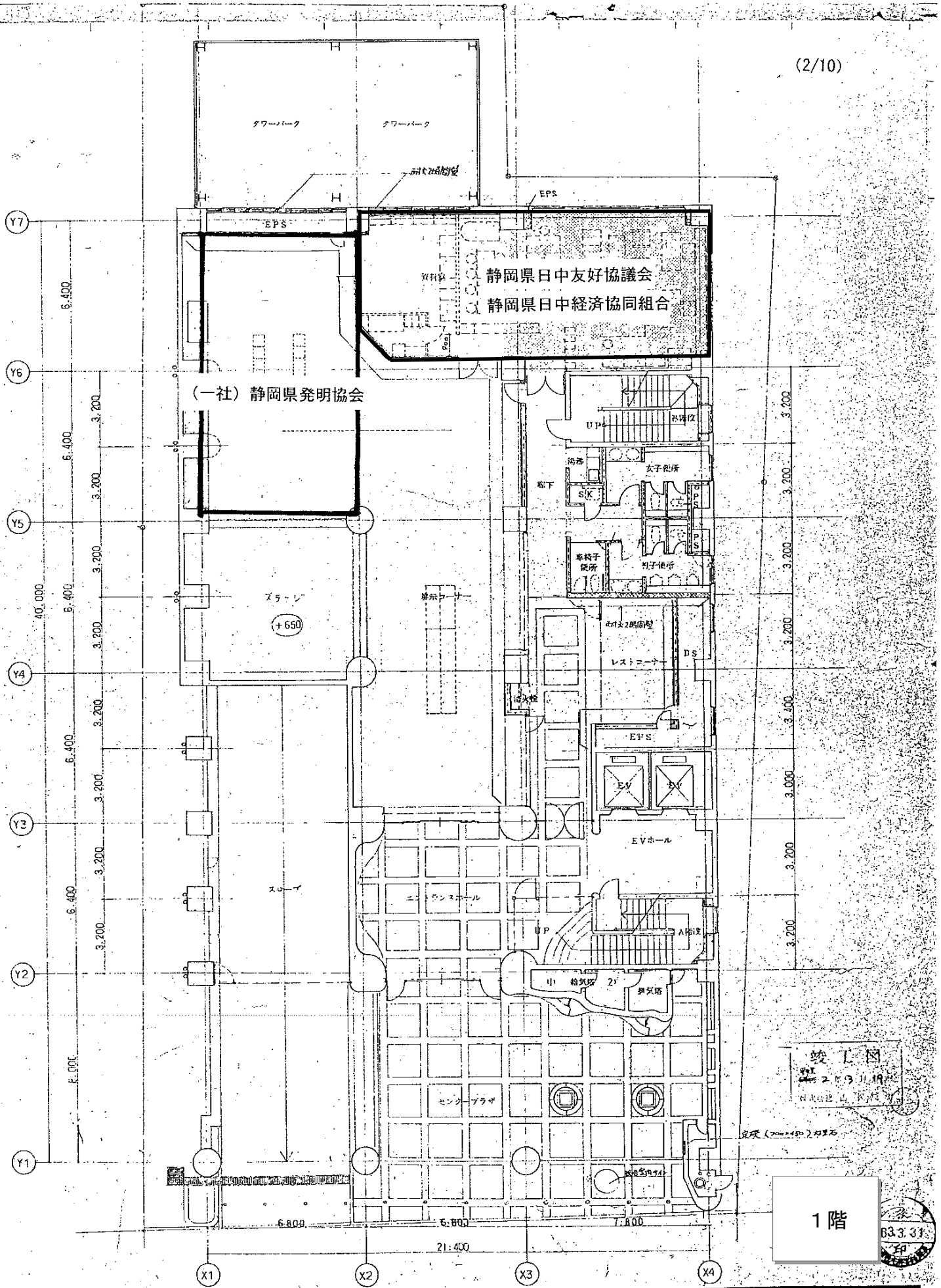
静岡県産業経済会館　図面（1/10）

参考資料８



地下１階

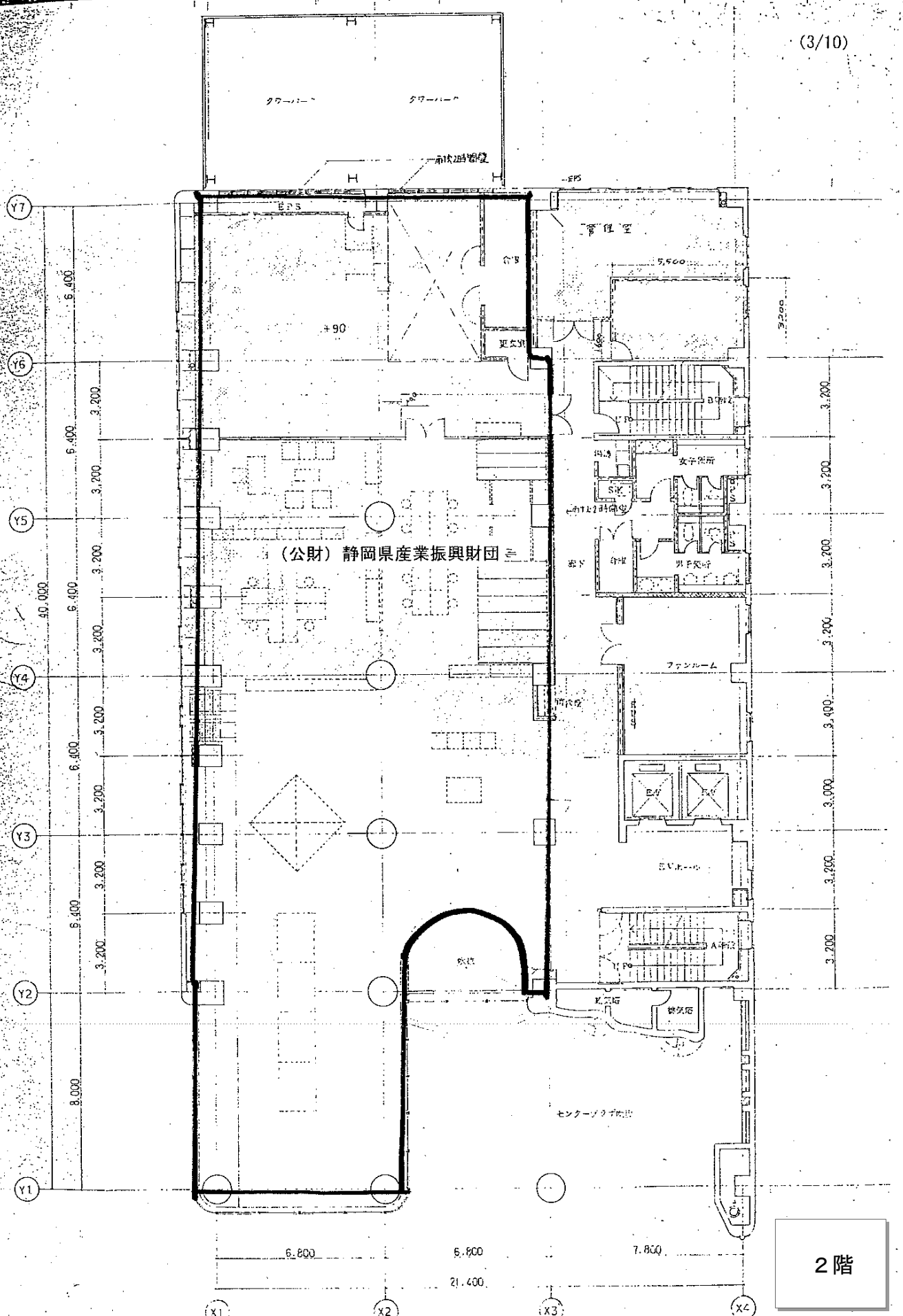
株式会社 山下設計 YAMASHITA ARCHITECTS&ENGINEERS,INC.	大戸図	63 330	16	訂正 ロックド BOX 仕様変更 9/30. 展示コーナー ショーケース 変更 9/28 プリント配線変更 9/1 トイレ 1ヶ所追加 9/8	特記 (MH) 鋳鉄製マンホール（鉛直面） CB 加算
		63 328			



竣工図

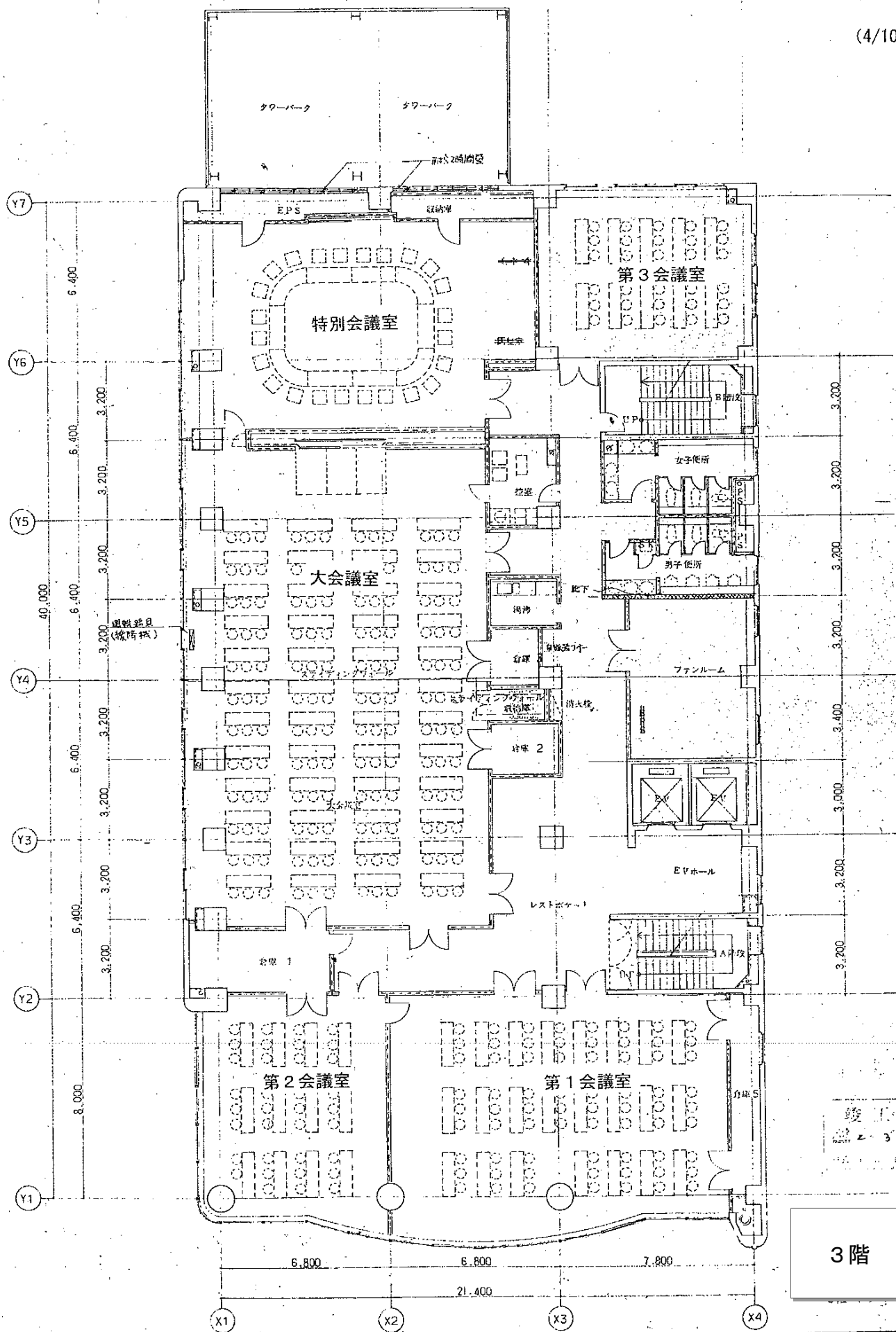
1階

昭和63年度中小企業会館建築工事	図面内容	1階平面図	図面番号 A-113
	縮尺	1／100	区分 建築意匠図



2階

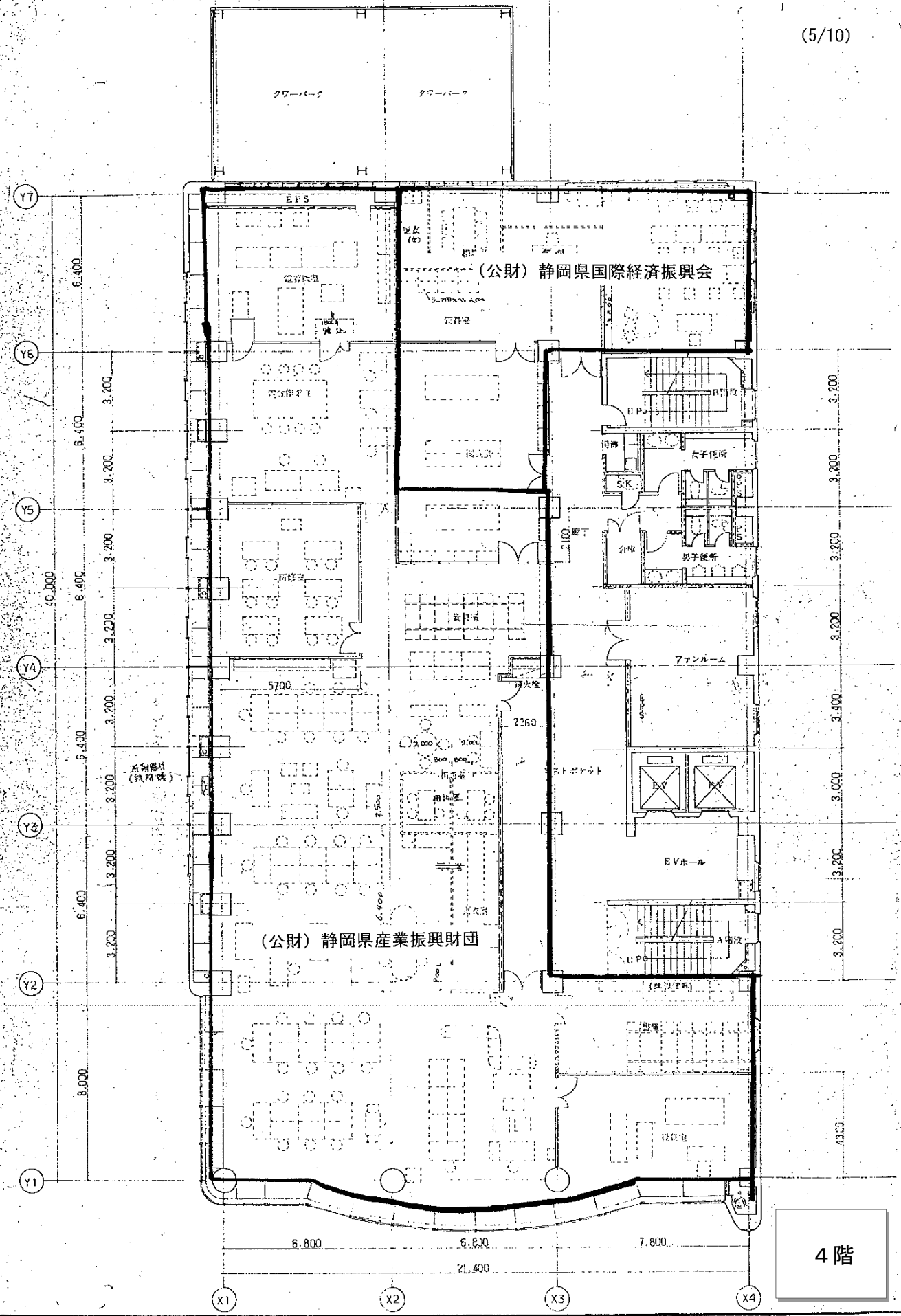
株式会社 山下設計
YAMASHITA ARCHITECTS&ENGINEERS,INC.



3階

受付
63.3.31

昭和63年度中小企業会館建築工事	図面内容	3階平面図	図面番号 114
	縮尺	1／100	区分 建築意匠図

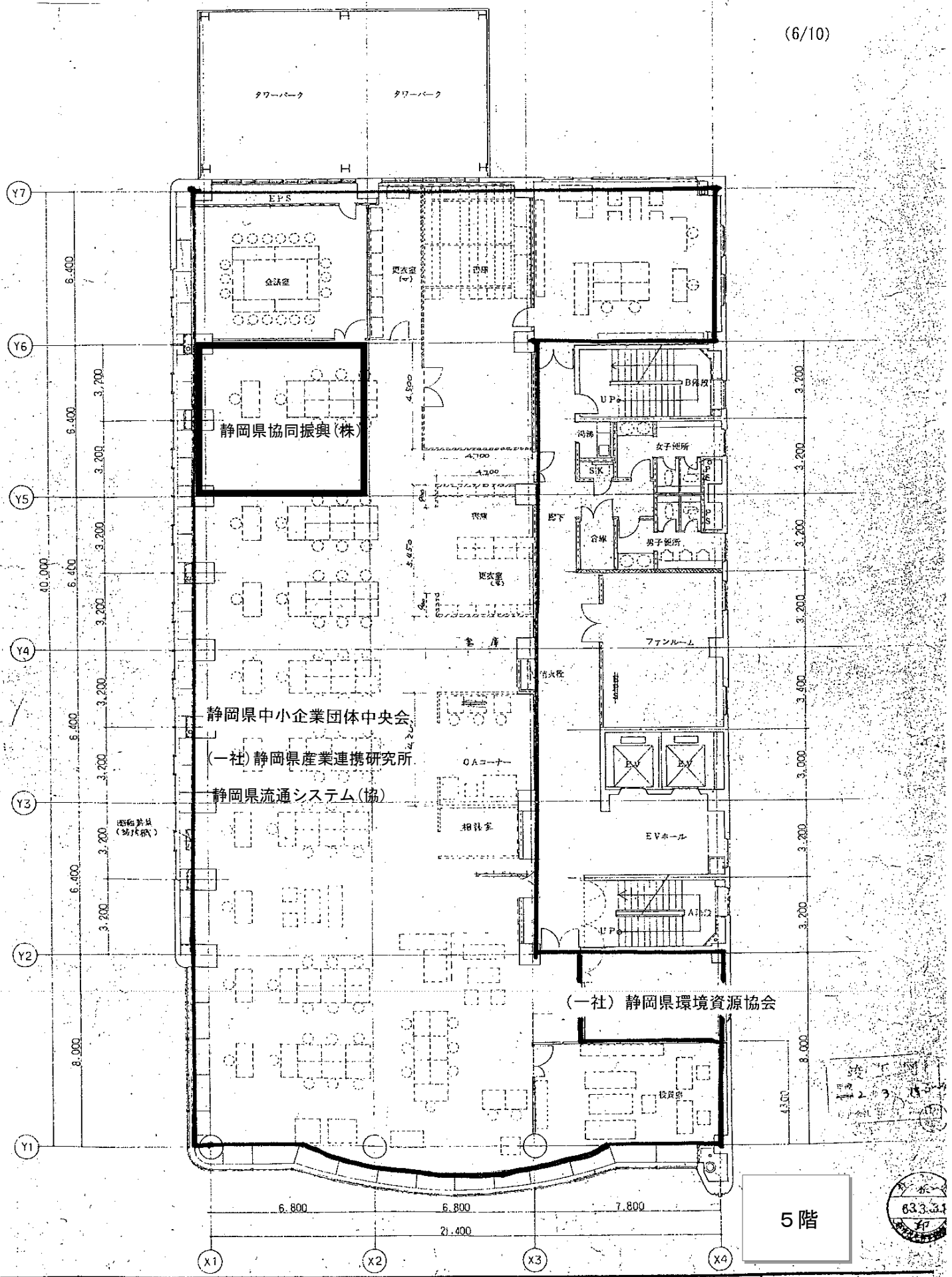


4階

株式会社 山下設計
YAMASHITA ARCHITECTS&ENGINEERS,INC.

63 330
63 328

20



5階

昭和63年度中小企業会館建築工事

21

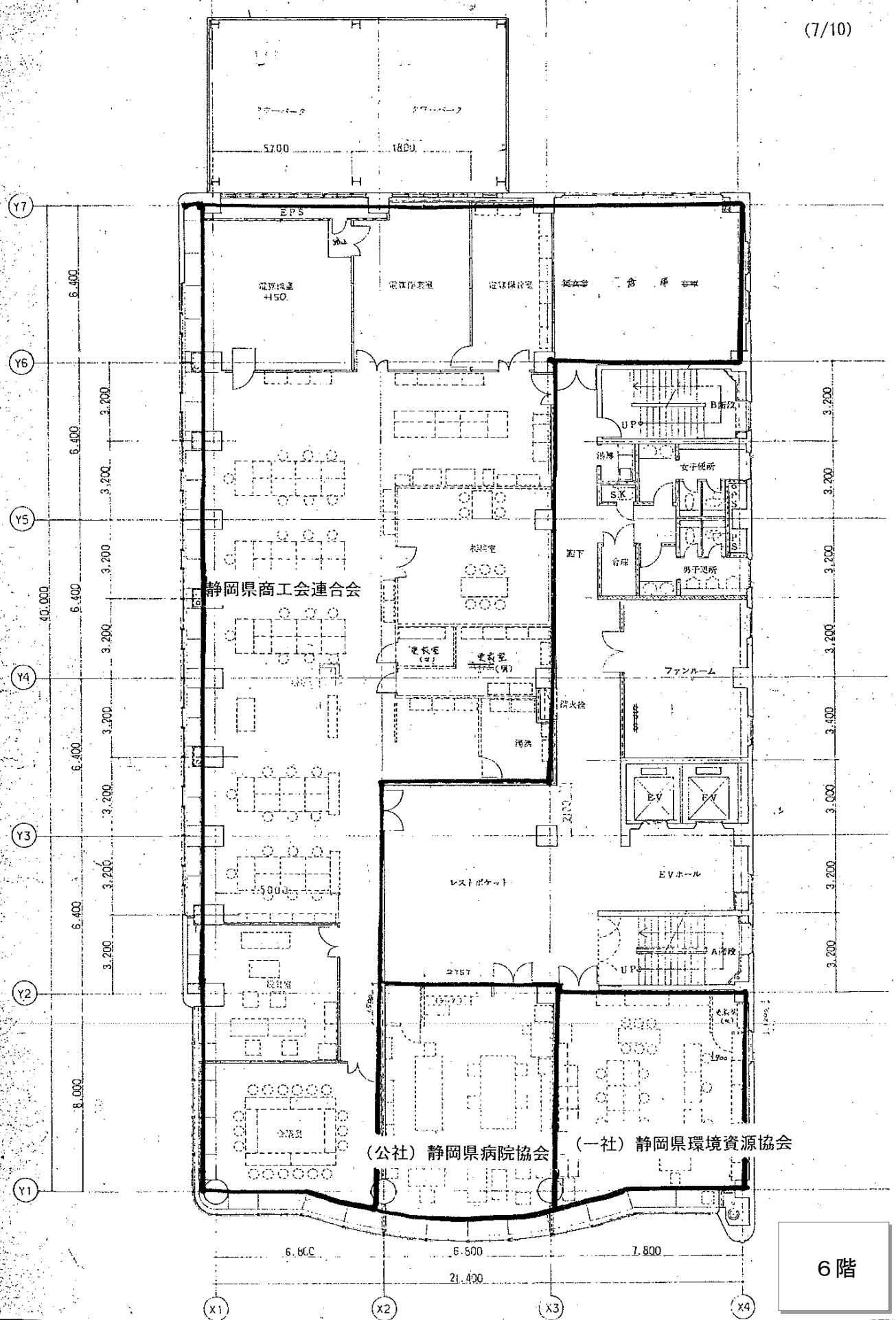
図面内容 5階平面図

縮尺 1/100

図面番号 115

枚ノ内

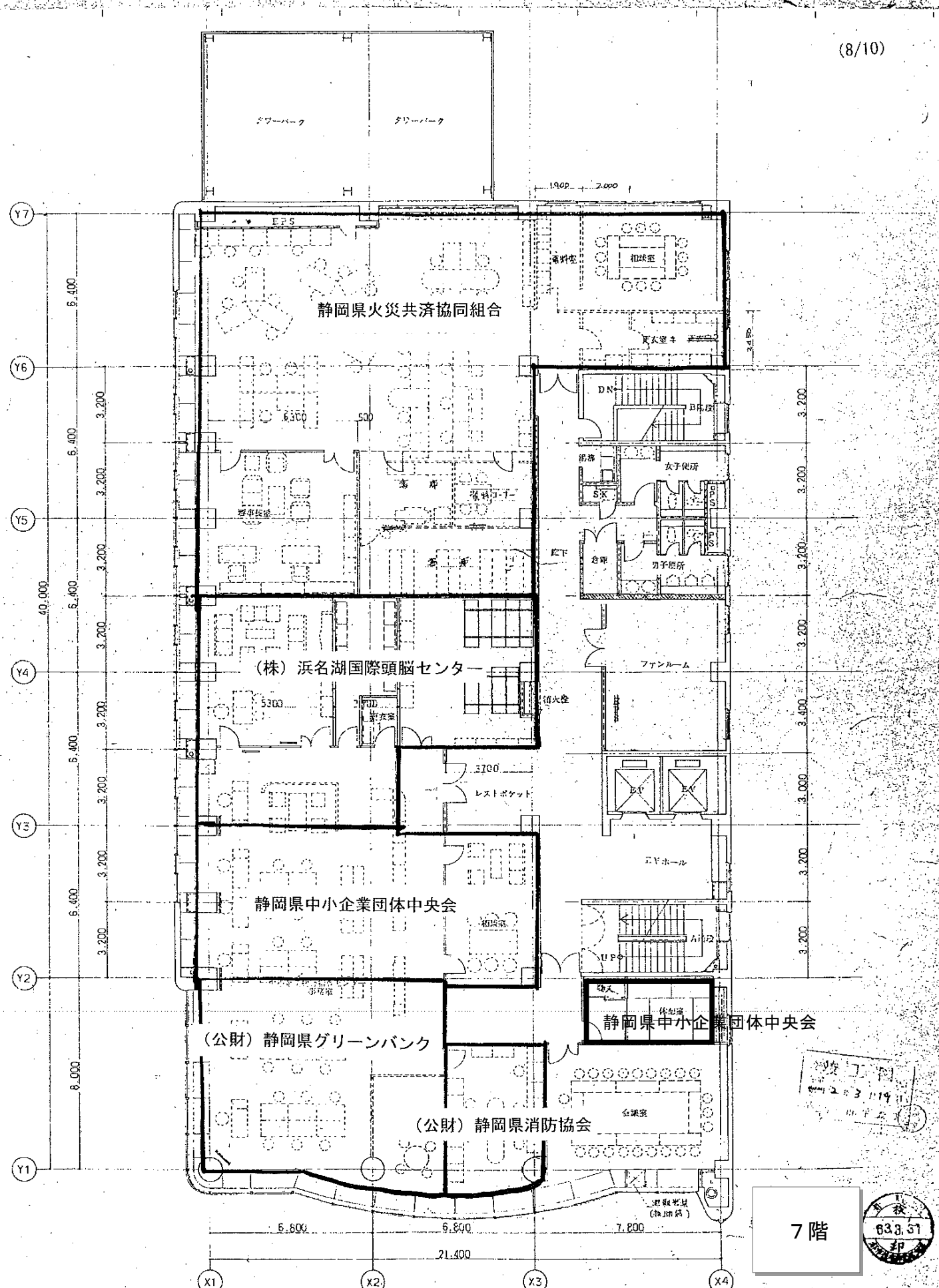
区分 建築意匠図



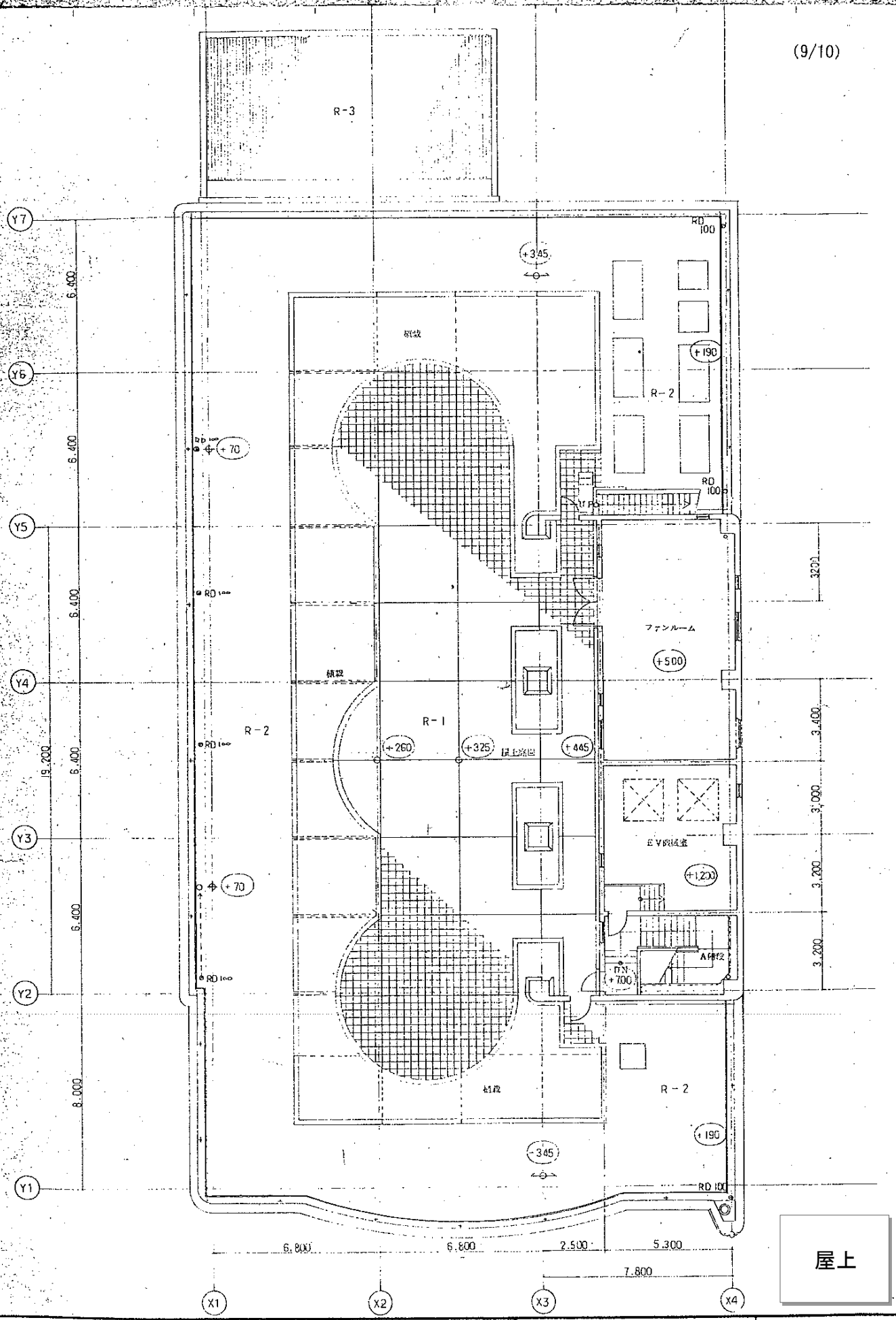
6階

株式会社 山下設計
YAMASHITA ARCHITECTS&ENGINEERS,INC.

(8/10)



昭和63年度中小企業会館建築工事	図面内容 7階平面図	図面番号 116	
23	縮尺 1/100	区分 建築意匠図	

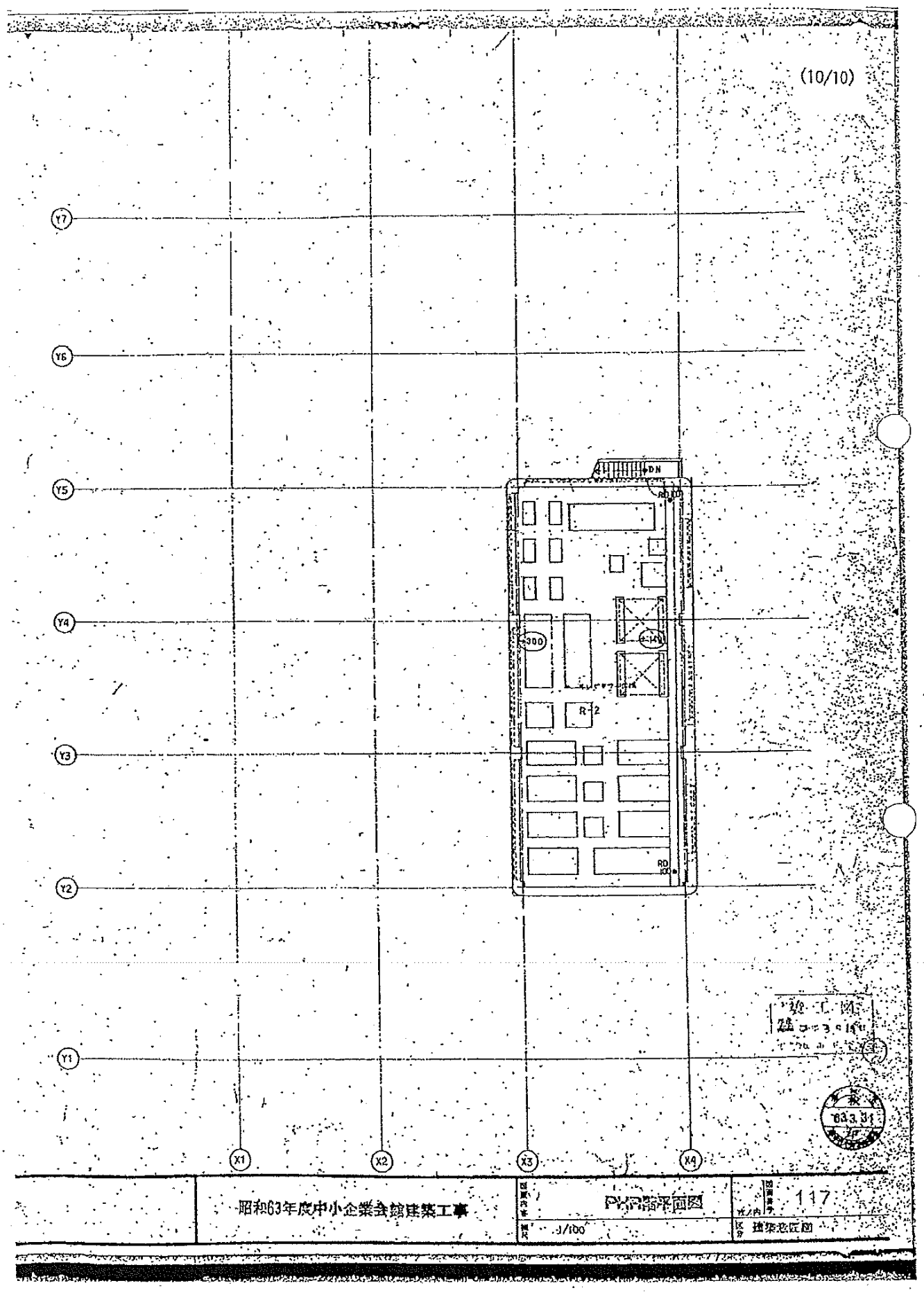


屋上

株式会社 山下設計
YAMASHITA ARCHITECTS&ENGINEERS,INC.

63 330
63 328

24


(10/10)
Y7
Y6
Y5
Y4
Y3
Y2
Y1
X1
X2
X3
X4
DN
RD 100
300
R-2
RD 100
昭和63年度中小企業会館建築工事
PVP階平面図
1/100
117
建築意匠図